

旧優生保護法において実施された優生手術に対する補償等の早期解決
を求める意見書

昭和23年に制定された旧優生保護法は、戦後の社会的環境を考慮し、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに母性の生命健康を保護する」ことを目的として、優生手術及び人工妊娠中絶の実施等を定めたものである。

同法では、障がいや遺伝性疾患等を理由とする優生手術は、本人の同意なく実施することを認めており、その件数は、全国で約1万6,500件、北海道内で約2,600件に上る。

旧優生保護法は、平成8年に、「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づく部分が障がい者に対する差別に当たるなどの理由から、該当条文を削除し、母体保護法に改正されたものの、旧優生保護法において本人の同意なく実施された優生手術は、子どもを産み育てる選択を奪うもので、その精神的苦痛は生涯にわたって続くものであり、優生手術に対し早急な補償等の対応を講ずる必要がある。

よって、国会及び政府においては、旧優生保護法における優生手術の実態の調査や記録の保存を図るとともに、優生手術に対する補償等の早期解決を図るため、速やかに適正な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）6月4日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合、公明党、日本共産党及び改革所属議員全員並びに
無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員
及び維新の党中山真一議員